

令和 3 年（ネ）第 165 号損害賠償請求控訴事件 直送済

令和 4 年（ネ）第 232 号損害賠償請求附帯控訴事件

控訴人兼被控訴人（第 1 審原告） 佐藤敏彦 外 1271 名

控訴人（第 1 審原告） 酒井美幸 外 29 名

被控訴人（第 1 審原告） 鹿目晴美 外 168 名

附帯控訴人（第 1 審原告） 逢坂直子 外 42 名

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人（第 1 審被告） 東京電力ホールディングス株式会社 外 1 名

控訴審準備書面（5）

（一審原告ら準備書面（控訴審 3）に対する反論）

令和 4 年 9 月 27 日

仙台高等裁判所第 2 民事部 御中

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人（第 1 審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

柳田一	
滝充	
奥田洋	
閔卓	
同	
同	
同	

同	谷 内	麻里 完 敬	
同	宮 下	敬	
同	棚 村	友	 代
同	田 中	秀	 代
同	青 木	翔太 完 敬	 代
同	石 神	脩	 代
訴訟復代理人弁護士		大 胡	
同	松 永	大	

第1章 はじめに

第1 本書の位置づけ

本書では、一審原告らによる2022（令和4）年6月30日付け「準備書面（控訴審3）」（以下「一審原告控訴審準備書面3」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

第2 一審原告控訴審準備書面3の概要及びこれに対する反論の要旨

1. 一審原告は、概要、以下のように主張した上で、「除染手続が遅々として進まなかった結果、いわき市民は長期間、放射能で汚染された環境下で生活していると意識せざるを得ない状況を強いられてきた」、「いわき市民の包括的平穏生活権の侵害が少なくとも除染の完了まで続いたことは明らかというべき」と主張する（一審原告控訴審準備書面3・15頁。なお、下表の括弧内は、一審原告控訴審準備書面3の頁数）。

- ① 除染が遅々として進まず、放射能に汚染された環境下での生活を余儀なくされたことは、包括的平穏生活権の侵害において極めて重要な事実である（2頁～3頁）。
- ② 除染の前提となる調査及び実際の除染作業のそれぞれに長期間を要した（3頁、6～12頁）。
- ③ 少なくとも2013（平成25）年度までに実施された住宅の除染は仮に完了とされたとしても、そのほとんどは現場保管であり、本当の意味で不安がなくなる状況ではなかった（12～13頁）。
- ④ 2011（平成23）年9月及び同年10月22日～11月5日に行われた航空機モニタリングの測定結果は、いわき市全体について除染が必要なほど汚染されていることを示している（13～14頁）。

2. 以上の一審原告らの主張に対する一審被告東電の反論は、これまでに令和3年11月30日付け控訴理由書（以下「**控訴理由書**」という。）、令和4年3月14日付け控訴答弁書（2）（「控訴理由書（損害論）」について）（以下「**控訴答弁書(2)**」という。）及び令和4年7月13日付け控訴審準備書面（1）（損害論）（以下「**控訴審準備書面(1)**」といいう。）で述べてきたところと同じである。すなわち、（i）漠然とした不安は法的保護に値する利益ではないところ、（ii）いわき市における空間放射線量率は、本件事故の直後から、放射線被ばくにより健康に影響を生じさせるものではなく、（iii）いわき市における除染は、具体的な健康リスクの除去のためのものではなく、実際の危険性に基づかない漠然とした「不安感」を解消するためのものであって、（iv）そのことは、いわき市民に十分に周知されていた。したがって、「いわき市民の包括的平穏生活権の侵害が少なくとも除染の完了まで続いている」などということはない。

3. 以下では、一審原告控訴審準備書面3における一審原告らの個別的な主張に対して、必要な範囲で反論する。

第2章 一審原告らの主張に対する反論

第1 いわき市における除染の位置付けに対する反論

1. 一審原告らは、概要、以下の事項を挙げて、「(包括的平穏生活権) の侵害において、いわき市の除染が遅々として進まず、いわき市民である一審原告らが放射能に汚染された環境下での生活を余儀なくされたことは極めて重要な事実である」と主張する（一審原告控訴審準備書面3・2頁）。

- ① 「除染は、……、自分の目の前で行われるものであり、身近なこととして住民に不安に与える影響は大きい」。
- ② 「除染の実施は、放射性物質が存在し、かつ除染を行われなければならないほど深刻な不安が市民に存在すると國やいわき市が判断した結果である」。
- ③ 「いわき市が具体的な除染計画を示すことは、現に放射性物質が市民の生活圏に存在することを意味するのであるから、少なくとも除染の手続が完了するまでの間は、市民にとって『放射性物質が自分のまわりにあるかもしれない』との不安が続くことは当然である」。

2. しかし、以下で述べるとおり、(i) いわき市における空間放射線量は、健康に影響を生じさせるものではなく、(ii) いわき市における除染は、具体的な健康リスクの除去のためのものではなく、いわき市民の漠然とした不安感を解消するためのものであった。したがって、(iii) 除染が身近なものであって、除染作業が完了するまで不安を感じたいわき市民が存在したとしても、当該不安は、実際の危険性に基づくものではなく、専ら主観的な漠然とした不安感に過ぎないため、法律上保護される利益とは言えない。

(i) いわき市における空間放射線量率は、具体的な健康リスクを生じさせるも

のではなかった

いわき市においては、本件事故の直後から、空間放射線量率が具体的な健康リスクを生じさせることのない値で推移していたことについては、既に、控訴理由書11～13頁及び30～31頁、並びに控訴答弁書(2)25頁で詳述したとおりである。

(2) いわき市における除染は、実際の危険性に基づかない漠然とした「不安全感」を解消するためのものであった

上記「(1)」のとおり、いわき市における空間放射線量率は、具体的な健康リスクを生じさせる程度のものではなかった。そのため、いわき市での「除染の実施は、放射性物質が存在し、かつ除染を行わなければならぬほど深刻な不安が市民に存在すると国やいわき市が判断した結果である」とする一審原告らの主張は誤りである。

このことは、(i) いわき市が、除染が法的に義務付けられる「除染特別地域」(放射性物質汚染対処措置法28条1項、30条1項)に指定されていないこと¹、及び(ii) いわき市除染実施計画に「除染に向けた各種取組みを推進することにより、市民の皆様の安心感を確保することとし」(甲A664・3頁)と記載されていることからも裏付けられる(除染をしなければ健康被害が生じうるということであれば、「安心感を確保する」などという表現は用いない)。

なお、いわき市民が容易に接することのできる2011(平成23)年3月19日の新聞報道において、「原発の半径30キロ圏内の住民でも、除染が

¹ 「除染特別地域」には、福島県内の11市町村で帰宅困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であったことのある地域が指定されている(乙C39)。

必要なレベルの放射線が検出されたのは、原発のそばを歩いていたなど、ごく例外的な場合だけ。圏外の住民は現状では検査は必要ない」との専門機関の見解が掲載されている（乙A107・14枚目）。

(3) 除染作業が完了するまで不安を感じたいわき市民が存在したとしても、当該不安は法律上保護される利益の侵害にはあたらない

いわき市による除染は、上記「(2)」で述べた状況において行われているため、仮に、除染作業が完了するまで不安を感じたいわき市民がいたとしても、当該不安は、実際の危険性に基づかない「漠然とした不安感」であって、法律上保護される利益の侵害にはあたらない。

(4) 原告が引用する裁判例は本件で参考になるものではない

ア 一審原告らが一審原告控訴審準備書面3で引用する那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁は、約4カ月にわたり、産業廃棄物処分場火災により環境基準を上回る化学物質を含有する煙害・悪臭が発生したことによってのどや眼の不調や諸症状、頭痛やめまい、吐き気・おう吐、呼吸の困難や、皮膚のかゆみ等の具体的な健康被害が生じ、自治体により避難勧告がなされたというものであり、判決もこの点をとらえて利益侵害を認めている。

他方、いわき市の空間放射線量率は、上記「(1)」のとおり、具体的な健康リスクを生じさせるものではなく、実際にも具体的な健康被害は生じていない。

このように、同裁判例と本件とは被害状況を全く異にするものであるから、同裁判例が利益侵害を認めた事実をもって、本件の利益侵害が認められるべきであると言うことはできない。

イ また、一審原告らが一審原告控訴審準備書面3で引用する岡山地裁平成23年5月31日判決の判示部分²は、単に、汚染された土地の売買取引に係る宅地建物取引業者の説明義務を導くための判示である。すなわち、同判決は引用された部分に統いて、「そうであるとすれば、被告としては、安全性、快適性に関するより詳細な情報を収集すべく調査をした上で、その調査内容を説明するか、このような調査をしない場合には、少なくとも……説明すべき義務があったというべきである」と判示しており、「一般的に不快を感じ得る」だけで慰謝料が認められると判示したものではない。

加えて、上記岡山地裁判決においても、また、その控訴審である広島高裁岡山支部平成24年6月28日判決においても、「健康被害等を理由とする慰謝料については認めることができない」（岡山地裁判決）、「それ以外に、上記損害賠償により填補できない精神的損害が発生したとは認められない」（広島高裁判決）と判示して、慰謝料を否定している（下線部分は一審被告東電が付したもの。）。

さらに、そもそも、一審原告らが指摘する「土壤汚染の存在する住居に住み続けたことによる慰謝料は1か月当たり10万円を下らない」とする広島高裁判決の判示部分は、争点についての当事者（原告）の主張内容を付加するものに過ぎず、同裁判所の判断ではない。つまり、一審原告らは、一方当事者（原告）の主張に過ぎない判決部分をあたかも裁判所の判断であるかのように記載し、その主張又は意見の根拠として挙げているのである。

² 「土壤に含まれていることに関する規制は存在しなかったものの、廃白土、ベンゼン、トリクロロエチレンに関する規制自体は存在していたし、油臭による不快感、違和感が生活に支障を生じさせることについても一般的に認識されていたと考えられるから、地中に一定量を超えて上記物質が存在した場合には、同地の居住者の安全が害され得ることについて、当時、一般的に認識されていたということができる（略）。また、上記物質が地中に存在する場所に居住することは、当時においても、一般的に不快を感じ得る事情であったと推認される」とする箇所（一審原告控訴審準備書面3・4頁）。

したがって、同裁判例について一審原告らが主張する部分についても、本件において参考にすることはできない。

第2 いわき市による除染に係る調査及び実際の除染作業の進捗に係る主張に対する反論

1. 一審原告らは、概要、以下のように述べて、いわき市による除染に係る調査及び実際の除染作業が遅々として進まなかつたと主張する（下表の括弧内は一審原告控訴審準備書面3の頁数）。

- ① 「平成23年中は、……行政による除染の方針や計画の作成しか進んでおらず、住民の生活圏に対する実際の除染は全く始まっていなかった」（7頁）。
- ② 平成26年3月末時点では、住宅の除染は若干進んだものの、公共施設以外の除染はほぼ進んでいない状況であった（10～11頁）。

2. 上記「第1・2」のとおり、いわき市の除染作業は、健康影響への懸念がない中で、いわき市民の漠然とした不安感を解消するために行われたものであり、除染に係る調査及び除染作業の状況は、いわき市民について「権利又は法律上保護される利益」の侵害があったと評価されるか否かとはまったく関係がない。加えて、以下のとおり、一審原告らの主張は誤っている。

(1) 2011(平成23)年度中の除染作業について

いわき市は、2011(平成23)年度中に、保育・教育施設、都市公園及び旧屋内退避区域である川前地区の家屋について、除染作業を実施している（乙A212）。

このように、いわき市における除染作業は、いわき市除染計画の策定に先

立って行われたものもあるため、いわき市除染計画が2011（平成23）年12月末に策定されたことを理由に、実際の除染が始まっていたとする一審原告らの主張は誤りである。

〔2〕2014（平成26）年3月末時点の除染状況の進捗について

いわき市除染計画においては、(i) 2013（平成25）年12月末までの間で、放射線量が比較的高い地域の線量を2011（平成23）年12月末（第1版。平成25年3月26日策定の同計画第2版では2011（平成23）8月末）と比べて約60%低減すること、及び、(ii) 子どもが生活する公共施設（保育・教育施設）における追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下（第1版。平成25年3月26日策定の同計画第2版では年間1ミリシーベルト未満）にすることが目標にされている（甲A664・1、5～6頁、乙C36・3頁）。

この点、保育・教育施設については、2013（平成25）年末までに、空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト（年間1ミリシーベルト）以上となつたいわき市内の全施設の除染が完了している（上記(ii)）。また、放射線量率が比較的高かった旧屋内退避区域については、2014（平成26）年8月31日時点での住宅除染が完了しているか作業中であった（上記(i)）（以上乙A212）。

このように、2014（平成26）年3月末時点における除染作業の進捗は、いわき市除染計画に沿ったものになっており、計画どおりの除染が進んでいることから、むしろ、合理的に考えれば、いわき市民に安心感を生じさせるものであったと言える。

第3 現場保管について

一審原告らは、「少なくとも平成25年度までに実施された住宅の除染は仮に完了とされたとしても、そのほとんどは現場保管であり、本当の意味で不安がなくなる状況ではなかった」と主張する（一審原告控訴審準備書面3・13頁）。

しかし、現場保管に当たっては、安全性を確保した状態で保管することが求められており（乙C32・17頁、甲A664・9頁）、現場保管によって具体的な健康リスクが生じることはない。

したがって、仮に現場保管の状態が続くことによって不安を感じたいわき市民がいたとしても、当該不安は実際の危険性に基づかない「漠然とした不安感」であって、法律上保護される利益に対する侵害が生じたものとは言えない。

第4 航空機モニタリングの結果について

一審原告らは、2011（平成23）年9月及び同年10月22日～11月5日に行われた航空機モニタリングの測定結果によれば、いわき市の大部分の放射線量率が毎時0.2マイクロシーベルト（年間約1ミリシーベルト）以上であることを理由として、いわき市全体について除染が必要なほど汚染されていることを示していると述べる（一審原告控訴審準備書面3・13～14頁）。

しかし、既に控訴審準備書面(1)14～16頁で詳述したとおり、年間1ミリシーベルト以上の公衆被ばくは、生命・身体に対する危険が認められるものではないから、空間放射線量率が毎時0.2マイクロシーベルト（年間約1ミリシーベルト）以上であることを理由として、除染が必要であるとは言えない。

以 上